

葛飾区子ども・若者総合計画（素案）に対する区民の意見と区の考え方について（大人からの意見）

◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の要旨	取扱い	区の考え方
1	第4章 基本方針1	出生数の減少が続いています。その要因をどのように分析し、捉えていますか。	○	出生数の減少については、国全体の課題ではありますが、本区としても深刻に受け止めています。要因は多数ありますが、晩婚化や未婚率の上昇、経済的な不安定さなどが挙げられています。 本計画では、基本方針1 施策1に位置付けた子どもを持つことへの支援を中心に、結婚や出産を希望する方々への支援策や子育て家庭への支援などの充実を図り、少子化対策につなげていきます。
2		妊婦のRSウィルスワクチン接種を自費で行いましたが、33,000円かかりました。子どもをもちたい世代は金銭的負担を懸念しており、助成があれば乳児のRS感染予防と医療費削減につながります。一案として検討いただきたいです。	△	予防接種の実施は、接種するワクチンのメリット及びデメリットや費用対効果などを総合的に勘案し、実施の可否を検討しています。個別の検討事項となり、本計画に位置付けて実施する予定はないため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。
3		産後ケアを受け、とてもありがたく感じました。フォローがあるのも良いと思います。しかし、予約が全く取れない現状を改善していただきたいです。	○	産後ケアについて高く評価していただきありがとうございます。 本計画では、基本方針1 施策2 No.10に「産後ケア事業の充実」を位置付け、産後ケアを必要とする誰もが安全で質の高いケアが受けられるように、計画的に実施施設を拡大していきます。
4		産後ケアはどこの施設で具体的に何日くらい受けられるのですか。	○	本計画では、基本方針1 施策2にNo.10「産後ケア事業の充実」を位置付け、取組を推進していきます。 産後ケアは区と契約した産科医療機関や助産院にて受けることができます。契約施設名は、お手数ですが、区ホームページにてご確認ください。令和6年度は、産後4か月未満の方は宿泊・デイケア合わせて7日間受けることができます。また、産後1年未満の方は乳房ケアを5回受けることができ、上記施設だけでなく自宅でも受けることが可能です。 令和7年度は、サービス内容を分かりやすく整理し、より利用しやすい環境をさらに推進するため、サービス区分を見直します。決まり次第、区ホームページ等でお知らせいたしますので、ご覧ください。

◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の要旨	取扱い	区の考え方
5	第4章 基本方針1	葛飾区の子育て支援は親の育児負担軽減や経済的助成が中心ですが、親の心理的ケアや育てる力を向上させる学びの機会が不足しています。特に発達に凸凹がある子どもには長期的・包括的支援が必要で、親の負担が大きいです。家庭・教育・福祉及び医療の連携を図り、ワンストップで対応する窓口を設け、伴走型支援を実施してほしいです。	○	本計画では、基本方針1施策2親子の健康づくりの推進、基本方針1施策3相談支援体制の充実を位置付け、取組を推進していきます。 子育てに係る“親の負担”を軽減するため、子ども総合センターで子どもとその家庭に対する総合的な支援を行っています。また、家庭と伴走しながらよりよい支援に結び付くよう、関係機関との連携を図っています。 なお、障害に関する相談や発達に課題のある子どもに関する相談に対して適切に対応するため、障害福祉課、保健所、保健センター、子ども総合センター、その他の関係機関と地域の相談機関が各々の専門性を発揮し、相互に連携して取り組んでいます。
6		緊急一時保育の整備を充実させてほしいです。切迫早産で入院した場合の上の子の預け先についてゆりかご面接で相談しましたが、「なってからでないと支援できない」との回答に絶望しました。幸い切迫早産にならず出産を迎えましたが、祖父母の支援が受けられない家庭が増えている中で、支援策の検討をお願いしたいです。	○	本計画では、基本方針1施策4にNo.9「緊急一時保育事業」、No.12「子育て短期支援事業（ショートステイ事業）」を位置付け、取組を推進していきます。 区では、全ての公立・私立保育所を対象に緊急一時保育の受入を実施しています。現在、緊急一時保育は、保護者が病気や出産等で入院をしなければならなくなったときや、同居のご家族の方が入院をして常時その介護・看護をしなければならなくなったとき等に、お子さんが未就園児でご家族の方が送迎できる場合は、緊急一時保育において一時的にお子さんを保育施設でお預かりしています。お子さんの送迎が困難な場合には、子育て短期支援事業（ショートステイ事業）にて一時的に宿泊を伴う保育を実施しており、緊急一時保育と合わせて、緊急時にお子さんの保育ができなくなることを防ぐよう、受け入れ体制を整えています。 なお、ゆりかご面接での相談については、より丁寧に担当部署に相談をつなぐようにしていきます。
7		子育て家庭等家事サポーター派遣事業について、多子家庭では上の子が3歳以上になると利用時間が激減し辛いです。食事の準備や部屋の片付けは大変なので、子どもの人数に応じて利用時間を増やしてほしいです。	○	本計画では、基本方針1施策4にNo.6「子育て家庭等家事サポーター派遣事業」を位置付け、取組を推進していきます。 3歳未満の子育て家庭については、多くの家庭が保育施設に通園する3歳以降に比べ、在宅で子育てしている家庭が多く、身体的・精神的負担から産後うつや孤立化につながりやすいとされています。そこで、本事業については、3歳未満の子育て家庭に対し家事支援サービスを充実させることで、負担の軽減や産後うつ、孤立化の未然防止を図り、産後も安心して子育てできる環境を確保することを目的に実施しています。しかし、今回いただいたご意見のとおり、3歳以降の子育て家庭においても、子どもの構成や家庭の状況などにより、3歳未満の子育て家庭と同様に支援が必要な場合があるものと認識しています。利用時間の拡大について今後検討を進めていきます。

◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の要旨	取扱い	区の考え方
8	第4章 基本方針1	保育園が増える一方で、学童保育が不足していることは問題です。わくチャレは曜日限定で、長期休暇にも対応していません。学童保育の重要性を理解してほしいです。6年生まで利用できるべきではないでしょうか？小学校2年生までしか利用できず、待機となったことがあります。	○	本計画では、基本方針1施策5にNo.13「学童保育クラブ」を位置付け、取組を推進していきます。 区では、学校の敷地内や近隣の場所に学童保育クラブの整備を進めるとともに、監護の必要性が高い1年生の児童から優先して入会を決定していますが、地域によっては、待機児童が多く発生しています。今後も、学校の改築や改修に合わせ学童保育クラブの増設に取り組むとともに、待機児童の緊急的な受け皿として、令和6年度から実施している待機児童の居場所事業「かつしかプラス」をモデル実施していきます。
9		学童保育を利用検討していますが、2年生以降の継続が難しく、いわゆる「小学生の壁」にぶつかっています。今後も共働き世帯が増えるのであれば、保育園同様の整備をお願いしたいです。	○	
10		子どもの人数に対して保育士が少ないです。国や都が定めている人数では、安全と安心のもと命を守る保育が難しいです。0歳児は現在3人に対して保育士1人ですが、理想は2人に対して1人です。1歳児は現在6人に対して1人ですが、理想は3人に対して1人です。2歳児は現在6人に対して1人ですが、理想は5人に対して1人です。実際の保育士や子育て経験者の声を聴いて、配置人数を決めてほしいです。	○	本計画では、基本方針1施策5仕事と子育ての両立支援において、保育環境を向上する取組を位置付け、推進していきます。 区では、国が定める職員配置基準以上の職員を私立保育所等が雇用できるよう、独自の加算を設けています。加えて、私立保育所等における保育士等の確保と定着を図るため、就職フェアや就職相談、保育士資格の取得支援、保育士等の宿舍借上支援等を実施しています。引き続き、私立保育所等の現場の意見を聴きながら、子どもを安心して預けられる環境の整備を支援していきます。
11		命を守る仕事なのに、薄給では自立できません。給料が上がらないのに責任だけが重くなり、つらくて辞める保育士が多いです。給料や手当を手厚くする必要がありますが、計画に盛り込まれていません。	○	本計画の基本方針1施策5のNo.3「家庭的保育事業（保育ママ）」、No.6「小規模保育事業」、No.9「認可保育所・認定こども園（保育部分）」の取組の方向性に記載のとおり、保育士等の処遇改善を着実に進めていきます。 引き続き、国や都の動向を踏まえつつ、私立保育所等の現場の意見も聴きながら、安心して働き続けられる環境の整備を支援していきます。
12		宿舍借り上げ支援の継続がありますが、実家が1時間以内にある人はほとんど支援を受けられず、区内や近辺在住者にとって魅力がありません。在住地に関係なく、宿舍借り上げ支援を手厚く支給しないと、近くに住む保育士を逃し、遠くに住む保育士を確保しようとする効率の悪い状況が続くと思います。	○	本計画の基本方針1施策6のNo.7「保育士等の確保・定着に向けた総合的な取組」として、区では保育士資格の取得支援や保育士等の宿舍借上支援等を実施しています。 この取組には、宿舍借上支援事業以外に住宅手当扶助も含まれており、宿舍借上支援事業の対象外となる方であっても、在住地にかかわらず保育所が支給する住宅手当に対して、施設への区独自扶助を実施しています。

◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の要旨	取扱い	区の考え方
13	第4章 基本方針2	性教育を中学2年生だけで行うのは不十分で、包括的な性教育が必要です。外部講師や養護教諭、担任が連携して、人権としての性を学ぶ機会を増やすべきです。	△	学校の授業においては、国が作成する学習指導要領に基づき性教育を指導しており、統一基準により区独自の変更ができないため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。
14		小中学校におけるスクールカウンセラーの待遇改善及び専門性の向上を図るべきです。合わせて、スクールカウンセラーの出勤日数を増やすべきです。	△	相談件数の実績及びカウンセリングの状況を鑑みながら検討する必要があるため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 なお、現在は区立小学校に週1日程度、区立中学校に週2日程度、スクールカウンセラーを配置しています。また、スクールカウンセラーに対し、年間3回の連絡会を実施して専門性の向上に努めるとともに、他地区と同等以上の謝礼をお支払いしています。
15		子どもの不登校やいじめの相談をしやすくするため、弁護士の相談費用の助成と、各小中学校を巡回するスクールロイヤーの制度が必要だと思えます。「先生とうまくいかない」理由にはブラック校則の可能性もあるため、法律面や子どもの権利を確保する観点から、弁護士に相談しやすい環境が望ましいです。	△	現状、区立の各学校の子どもにとって身近な存在である担任やスクールカウンセラー等が子どもの相談にのり、必要に応じて教育委員会事務局内に配置している弁護士と連携しているため、弁護士の相談費用の助成やスクールロイヤーの巡回につきましては、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 また、弁護士に無料で相談できる機関としては、区の法律相談のほか、国によって設立された日本司法支援センター法テラスがあります。
16		ひきこもりや不登校の子どもが全国的に増加しています。原因は多様で、親も疲れ果てています。子どもが登校しないと相談できない傾向があると思われるため、アウトリーチなどの対策を検討してほしいです。教師の働き方も問題で、多様な人材の活用が求められます。	○	区では、区立の各学校からの求めに応じて、スクールソーシャルワーカーを派遣しており、本計画の基本方針2施策3 No. 6に「スクールソーシャルワーカー派遣事業」を位置付け、取組を推進していきます。 問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関と連携したりするほか、保護者に対する支援、相談、情報提供などを行い、課題解決への対応を行っています。
17		今後、フリースクールが増加すると予想されますが、質の問題はどこでチェックするのでしょうか。	△	フリースクールは、法律上の規定がなく、区に指導権限はありません。民間の自主性・主体性のもとに設置・運営されていることから、現時点では他の行政庁においても指導する権限はないものと考えています。

◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の要旨	取扱い	区の考え方
18	第4章 基本方針2	いじめ防止対策プロジェクト、日本語指導の充実、不登校対策プロジェクトなど、学校への支援をお願いします。特に、外国籍の児童に対して個別に指導できる先生の配置をお願いします。	△	外国籍の児童に対する指導については引き続き既存事業で対応していくため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 区では、いじめ防止対策プロジェクトや不登校対策プロジェクトを実施することで、区立の各学校へのサポートを実施しています。また、ご意見いただいた外国籍の児童・生徒へのサポートについては、児童・生徒が増加していることから、日本語の初期指導を行う「にほんごステップアップ教室」を区内2か所で実施し、授業に必要な日本語の指導を要する児童・生徒を対象とした日本語学級を運営しています。さらに、日本語の理解が十分でない児童・生徒及びその保護者と教職員との意思疎通を支援するため、日本語通訳の派遣も行っています。
19		婚活イベントは、区で新たに行う必要性が見受けられません。すでに市場には様々なプラットフォームがあるため、こちらの事業の中止を検討してください。	△	すでに市場には多くの婚活プラットフォームが存在していますが、区が婚活イベントを主催することは、行政が実施することによる信用度の高さや安価で参加することができ、参加者にとってのメリットがあると考えています。 そのため、いただいたご意見については、本計画の位置付けを見直す予定はないため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。
20		就学中や何らかの理由で生活保護を受けられない若者、生活保護水準に近い生活をしている若者への支援が不足しています。食料や住居などの一部で支援すべきです。その際には、葛飾区で使える商品券などを活用すべきです。	○	本計画では、基本方針2施策5不安や悩みを抱える若者への支援において、取組を位置付け、推進してまいります。 区では現在、住居に関する支援として、離職・廃業、休業等により経済的に困窮し、住居を失った方、または失うおそれのある方を対象とした、生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金を支給しています。なお、効果的な支給の手段については、引き続き研究してまいります。
21		社会的養護経験者であるケアリーバーへの支援は、重要な施策であり、実施を早めてほしいです。	○	本計画では、基本方針2施策5にNo.6「社会的養護経験者（ケアリーバー）への支援」を位置付け、推進していきます。 社会的養護経験者であるケアリーバーは、親族等からのサポートがなく、経済的・精神的な不安が大きいため、安心して自立した生活ができるように支援をする必要があると考えています。そのため、令和7年度から、社会的養護経験者であるケアリーバーが自立して一人暮らしをするために必要となる費用の一部を支援する区独自の支度金を創設します。相談支援については、関係機関と実施内容の検討を行い、早期に事業を実施できるよう検討を進めていきます。

◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の要旨	取扱い	区の考え方
22	第4章 基本方針3	子どもや若者への合理的配慮を推進すべきです。具体的には、どのような合理的配慮が考えられるかを想定し、定型的なものはすぐに実施できる体制を整えるべきです。個別具体的な要請についても迅速に対応できるようにし、合理的配慮を提供できないという言説は控えるべきです。	○	本計画では、基本方針3施策1に障害等に関わる困難の支援を位置付け、合理的配慮に関する取組を推進していきます。 障害の特性や状況によって配慮すべき内容は異なりますが、葛飾区では「障害を理由とする差別の解消推進に関する葛飾区職員対応要領」を策定し、職員が適切に合理的配慮の提供ができるよう、具体的事例を通して学ぶ職員研修を実施しています。また、区内の民間事業者に対しても合理的配慮の提供に関する普及啓発を行っています。
23		葛飾区立図書館において、ディスレクシアの子どもや若者、視覚障がい者などの子どもや若者向けに、デージー書籍をはじめ、読書バリアフリーを推進すべきです。具体的には、予算の増加及びボランティアへの報酬支給と人材募集を中心に行うべきです。	△	ディスレクシアの子ども等への配慮については図書館の基本的な業務として実施しているため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 『葛飾区立図書館の基本的な考え方【取組方針】』の目標1方針3「生涯を豊かにする学びの場の提供」及び目標4方針3「配慮を必要とする子どもへの取組」に基づき、デージー図書、マルチメディアデージー図書及び電子書籍等の資料を収集し、一人一人の状況に応じた読書支援に取り組んでまいります。また、葛飾区立図書館ではボランティアの育成を行っており、今年度は「音訳ボランティア養成講座」を実施する予定です。
24		デージー書籍などの推進と合わせて、葛飾区立学校に在籍している学習障がいの子どもの発見に努めるべきです。発見後は、ICTやデージー書籍のような支援策を提示すべきです。	○	本計画では、基本方針3施策1障害等に関わる困難への支援において、取組を位置付け、推進していきます。 ただし、学習障害の診断は医療機関によるものであり、区としては学習障害の診断を行うことはできません。しかし、障害のあるお子さんに対しては、区の特別支援学級や特別支援教室において、生活や学習上の困難を改善または克服するために、障害の程度や内容に合わせた指導やICT等を活用した学習を取り入れています。引き続き、支援の充実に努めていきます。
25		発達障害の中の学習障害は、障害認定されにくく、特別支援の対象にならないことが多いです。読み書きに困難のあるディスレクシアは40人学級に2～3人の割合でいますが、教員と保護者による認識と理解、検査、検査に基づいた特性能力に応じた合理的配慮・支援につなげる仕組みも計画に盛り込んでほしいです。学習障害児の約半数は不登校になるという調査結果もあり、不登校になる前に特性を把握した学習支援が必要です。	○	本計画では、基本方針3施策1障害等に関わる困難への支援において、取組を位置付け、推進していきます。 学習障害の児童・生徒については、特別支援教室の通室対象者となります。区立の各学校では、特別支援教育に関する校内委員会を設置し、学習や生活場面で困難さを感じている児童・生徒の実態把握や支援方策の検討等を行い、必要に応じて特別支援教室での指導を行っています。引き続き、障害特性の理解や学習環境の整備、指導方法の工夫改善等、発達障害の可能性のある児童・生徒に対する重層的な支援体制の充実に努めていきます。
26		発達障害の可能性のある子どもを見つけた後の支援が中学校までしか考慮されていないことが問題です。その後は東京都に任せられているのでしょうか？障害児から障害者と呼び名が勝手に変わる仕組みの中で、今後も地域で暮らす子どもたちへの継続的な支援を期待します。	△	今後検討する予定のため、意見・要望としてお聴きし参考とさせていただきます。 地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を実施する障害者基幹相談支援センターや、地域生活を支援するため区内各施設の連携による地域生活支援拠点を整備しています。今後も住み慣れた地域で生活していくために必要な施策について検討していきます。

◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の要旨	取扱い	区の考え方
27	第4章 基本方針3	障害児通所給付について、放課後デイサービスは18歳まで利用可能ですが、実際には子どもが利用できない施設がほとんどの状況です。中学卒業後の支援が不足しており、見学すら受け付けてもらえません。	○	本計画では、基本方針3施策1 No.4に「障害児通所給付」を位置付け、取組を推進していきます。 現在、放課後等デイサービスを含む中学卒業後の必要な支援については、障害者基幹相談支援センター等で相談を受けています。支援が不足しているとのこと意見につきましては、関係機関との連携を図りながら検討します。
28		放課後デイサービスは、親の収入で利用上限を決めることも見直してほしいです。療育は子どもにとって重要なものであり、親の収入によって差をつけるべきではないと思います。	△	法令上に所得区分が定められているため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 なお、18歳未満の児童の通所施設の利用については、国が所得区分に応じた利用者負担上限額を設定しており、低所得世帯や多子世帯の負担の軽減が図られています。さらに、未就学児の利用者負担については、所得に関わらず無償化されています。放課後等デイサービスについても、国や都の方針に従い適正な事務手続きを進めます。
29		幼稚園でも満2歳児の預かりを無償化してほしいです。	△	東京都の動向を勘案しながら検討する必要があるため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 幼稚園でかかる満3歳児以上の保育料はすでに無償化しています。2歳児の預かりについては、一部の幼稚園で実施しているものと、家庭で保育する未就園児の定期的な預かりで受け入れを行っており、その一部は負担軽減を行っています。無償化については、今後実施を予定している乳児等通園支援事業や、都が実施する第一子無償化の動向を注視していきます。
30		幼稚園教育の良さを感じて保育園を辞め、幼稚園に通わせていますが、費用面の負担が大きいです。第一子保育料無償化が始まると費用の差がさらに大きく感じられ、幼稚園の存続が危うくなると思います。また、第二子以降の預かり保育料の補助はありますが、幼稚園が設定する利用条件が厳しく利用しづらいです。	△	検討中のため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 第何子であるかに関わらず、満3歳児以上のお子さんについては保育料の無償化が行われています。また、幼稚園が設定する利用条件につきましても、現状を把握しつつ、子どもの最善の利益の実現を図りながら、使いやすい預かり保育事業となる検討を進めています。 なお、費用面の負担軽減のため、保育料に加えて、入園料に対する補助や、給食実施園に通っている場合は食材料費の助成も実施しています。幼稚園の存続についてご心配いただいておりますが、教育の質の向上に対する幼稚園への補助も実施しています。
31		幼稚園、保育園入園に当たり必要なものを買うお金を少しでも支援してほしいです。	△	既に様々な経済的支援を実施しており、現時点で幼稚園等に入園する際に必要なものを買うための経済的支援を実施する予定がないため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 現在は、私立保育所等に在籍する子どもが共通して使用するものや必要な経費について、施設に対して一部補助を行い、保育サービスの提供に必要な支援を行っています。私立幼稚園についても、入園料や特定負担額に対する補助を行っています。

◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の要旨	取扱い	区の考え方
32	第4章 基本方針3	こども商品券を子どもの誕生月やイベントの際に配付してほしいです。買いたくても買えない人もいます。	△	既に様々な経済的支援を実施しており、現時点でこども商品券の配付を実施する予定がないため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 なお、現在は「かつしか出産応援給付金給付事業」や「出産・子育て応援ギフト給付事業」など、子どもがいる家庭を支援するため、様々な経済的支援を実施しています。
33		子育て世帯に戸建て購入の支援をしてほしいです。	△	既に様々な経済的支援を実施しており、現時点で子育て世帯に対する戸建て購入の支援を実施する予定がないため、意見・要望としてお聴きし今後の参考にさせていただきます。 なお、本計画では基本方針3施策2に子ども・若者が育つ家庭への経済的支援を位置付け、取組を進めていきます。
34		育児大型家具（ベビーカー、チャイルドシート、ベビーベッド、電動自転車など）の購入支援をしてほしいです。	○	本計画の基本方針3施策2に子ども・若者が育つ家庭への経済的支援を位置付け、子ども2人乗せ自転車や多胎児用ベビーカーなど、費用が高額な育児用品の購入等費用助成を実施していきます。
35		区立小学校では給食費が無償化されていますが、私立小学校に通う子どもにも支援がほしいです。お弁当の準備には手間や費用がかかります。	△	学校の給食費については、区立学校の更なる教育環境の充実を目指し実施するものであることから、区立学校のみを無償化としています。 そのため、いただいたご意見は、現時点で本計画に位置付けて実施する予定はないため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。
36		葛飾区の40歳の子どもがいる家庭の生活保護率はどのくらいですか。	△	保護率の統計は区全体のみであり、世帯の状況別に保護率を抽出することができません。ご質問いただいた指標の必要性については、今後の参考とさせていただきます。
37		若者に対するリスクリングの推進を進めるべきです。特に、葛飾区では高校卒業程度認定試験の支援を行っていますが、取得後の支援についても行うべきです。具体的には、資格取得や通信制大学での就学の支援などです。	△	現時点で新たな若者に対する資格取得や通信制大学での就学支援などについて、需要の把握や費用対効果の検討をしておらず、事業として実施する予定はないため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 区では現在、従業員のリスクリングに取り組む事業者には費用の一部を補助する産業人材育成支援補助事業やひとり親家庭の母又は父が就労に有利な資格取得を支援するひとり親自立支援給付金事業を実施しています。

◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の要旨	取扱い	区の考え方
38	第4章 基本方針3	ひとり親世帯の支援は、収入に関係なく受けられるようにしてほしいです。実家に住んでいても世帯が別の場合は、支援を受けられるようにしてほしいです。子どもにとっての権利なので、世帯収入は関係ないと思います。	△	統一基準により区独自の変更ができないため、今後の参考とさせていただきます。 児童扶養手当、児童育成手当及びひとり親家庭等医療費助成事業は、高校生年代までの子どもを養育するひとり親家庭に対し、手当の支給又は医療費の助成を行っています。この制度は、全国一律又は東京都内の自治体で足並みを揃えて実施しているため、所得制限限度額や支給の基準を本区が独自に変更することができません。法律の改正により令和6年11月から児童扶養手当の所得制限限度額が緩和されましたが、さらなる緩和を求め、国に対して要望をしていきます。 一方で、就労支援事業や資格取得を目指す方へ受講料の一部を支給する教育訓練給付金及び公正証書の作成費用の一部助成等を行う養育費受け取り支援事業など、所得制限がなく利用できる事業もあります。いずれの事業につきましても、利用をご検討の際には、事前にご相談ください。
39		離婚後にもらえる手当やしなければならない手続きをもっと詳しく教えてほしいです。	○	本計画では、基本方針3施策4ひとり親家庭の支援において、ひとり親家庭相談を中心に取り組む位置付け、推進していきます。 区役所子育て支援窓口では、ひとり親家庭に対する支援事業や養育費、各種手当等制度につきまして、パンフレットを準備しています。各制度の利用について、随時相談を受け付けています。その他、電話でのご相談や区ホームページに制度の概要を掲載するなどして制度の周知を図っていますが、今後、制度の案内方法などについてどのように改善できるか検討していきます。
40	第4章 基本方針4	子どもたちが学校への意見を言える体制作りが必要だと考えます。例えば、他の自治体では校則の見直しを進めています。	○	本計画では、基本方針4施策1に子どもの権利保障を位置付け、区全体で子ども・若者が主体的に意見を表明できるような取組を進めていきます。 校則等の学校のきまりは各学校で定めていますが、教育委員会では、区立の各学校での服装や持ち物などのきまりについて、子どもや保護者の考え方を聴き取りながら、必要に応じて内容等を見直すよう学校へ助言しています。
41		子どもの意見表明と社会参加の機会を確保するため、区の子どもに関連する計画策定や事業実施において、当事者である子どもの参加機会をつくれれば、政策決定に子どもの意見を反映させることができると思います。	○	本計画では、基本方針4施策1 No.2「子ども・若者の意見の施策反映に向けた取組」として引き続き推進していきます。 子どもの意見表明と社会参加の機会を確保することは、葛飾区子どもの権利条例第22条に掲げる非常に重要な事項です。区では、子どもの社会参画を推進するため、子どもの意見を聴き、施策に反映するべく、全庁を挙げて様々な参画機会の確保を行うとともに、対応結果について、フィードバックを行っています。

◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の要旨	取扱い	区の考え方
42	第4章 基本方針4	障がい者や子どもなど、人権を侵害された人々に関する第三者審査会を設置し、対応を行うべきです。現在は、各部署の職員が相談に対応しており、専門的な判断ができていません。	△	今後制定予定の「（仮称）葛飾区人権基本条例」検討の中で、第三者審査会設置の要否も含め必要な取組みを整理する予定のため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。
43		配偶者暴力防止事業はありますが、交際相手からの暴力や精神的支配を受ける「デートDV」は将来配偶者へのDVにつながる可能性が高いです。若年層への理解を深めるための啓発事業が必要です。	○	本計画では、本計画の基本方針4施策2 No.1「配偶者暴力防止事業」の中でデートDVの防止について取組を進めていきます。 若年層に向けては、啓発用パンフレットを作成・配布し、区民向け講座を平成24年度から実施しています。若年層の方にも参加しやすい場所を考え、今後も実施します。
44		学校施設の改築について、上階の教室内の断熱を学習面からも急いでほしいです。	○	本計画では、基本方針4施策3子どもの安全の確保を位置付け、取組を推進していきます。 学校施設の改築の際には、ZEBを見据えた高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えることで、ゼロエミッションかつしかの実現と子どもたちの良好な教育環境の向上に努めてまいります。 （素案時点では、基本方針2施策2確かな学力や感性、体力の向上に向けた子どもの育成）
45		安全・安心な公園づくりのため、ダスト舗装から人工芝やゴムチップ舗装への転換が必要です。公園や校庭に多いダスト舗装は、砂埃が立ち、雨天時にはぬかるみが生じ、転んだ時に擦り傷になりやすいなど、必ずしも子どもにやさしい環境ではないからです。	△	ご意見いただいたとおり、人工芝やゴムチップ舗装はダスト舗装に比べ、砂埃が立ちにくいことや雨天時にはぬかるみができないメリットがあることは認識しています。 一方で、公園は日常的に使われていることで人工芝やゴムチップ舗装の劣化が激しく、安全な状態で管理することが困難です。加えて、公園のような広大な敷地となると、維持管理のコストが膨大になります。これらを総合的に勘案し、公園の新設や改修をする際には、例えば幼児用遊具周りの舗装を人工芝やゴムチップ舗装にするなど、適所の設置について今後検討していくため、意見・要望としてお聴きし参考とさせていただきます。
46		交通安全対策として、スクールゾーンの交通規制強化が必要です。区域及び時間帯の拡大や、土休日も子どもが安心して外出できる歩行者用道路の新規規制を推進すべきです。	△	スクールゾーンについては、学校や教育委員会事務局などが、交通規制を所管する所轄警察署と協議等を行い対応をする必要があります。 新たな交通規制についても、所轄警察署が地域特性などを考慮して判断をする事項となるため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。
47		交通ルールを教えるなら、学校や町会、自治会のみならず、常設的な交通公園の新設も効果的です。	△	現時点で交通公園を新設する計画はないため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 現在、区内には、3か所の交通公園があり、休日などにはたくさんの公園利用で賑わっています。遊びをとおして交通ルールを学べる場所として、皆様にご利用いただければ幸いです。

◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の要旨	取扱い	区の考え方
48	第4章 基本方針4	子どもを犯罪から守るため、区として迷惑行為の対策強化が必要です。歩きたばこ（たばこを持つ手の高さは子どもの顔の高さ）、ポイ捨て、犬の散歩（糞尿の放置、ノーリード）、餌やりなどを防止する措置や方針を定めるべきです。これらを野放しにすると、犯罪が増える原因となります。	△	区では、迷惑行為に対する対策として条例を制定しています。迷惑行為の対策強化については、現時点では具体的な内容が決まっていないため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 なお、区では「葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例」に基づき、区内全域での歩きたばこやごみのポイ捨て、喫煙禁止区域での立ち止まった喫煙を禁止しています。京成バスの車内放送や啓発プレートの設置、葛飾区シルバー人材センターによる駅周辺での清掃活動などを通じて、区民への啓発を行っています。また、ペットに関しても区民が安全安心に生活できる環境を確保するため、犬の散歩マナーやしつけについて周知しています。
49	第4章 基本方針5	メディアが成長期の子どもの心と体の発育発達に影響を及ぼすという科学的根拠は存在せず、同様に「アウトメディア・チャレンジ」の効果についての科学的根拠も存在しないため、この文言を削除するべきです。	△	「アウトメディア・チャレンジ」の取組は、子どもにとって重要な取組であると考えているため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 「アウトメディア・チャレンジ」は、現代社会に欠かせなくなったメディアの正しい理解を深め、デジタル機器の適切な使用方法を見つめ直すものです。区立学校で開催する学習会の新しい標語として、家族でルールを決めることや児童・生徒が自ら使用時間をコントロールする意識の啓発に努めています。
50		遊び場や居場所確保の観点から、ノーテレビ・ノーゲームの見直しも必要です。	△	「ノーテレビ・ノーゲームデー」の取組は、テレビやゲーム、スマートフォンなどのメディアの使用を禁止するものではなく、現代社会に欠かせなくなったメディアの正しい理解を深め、デジタル機器の適切な使用方法を家族でルールを決めて取組むための働きかけです。そのため、いただいたご意見については、本計画の位置付けを見直す予定はないため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。
51		ゲームは適度な利用をしつつ、eスポーツの推進もコミュニケーションの道具として有効だと思います。	△	今後検討する予定のため、計画上の取扱いは、意見・要望としてお聴きし参考とさせていただきます。 eスポーツは年齢、性別、障害の有無、場所等を問わずに楽しむことができることから、交流機会の創出やスポーツへの関心喚起にもつながり、障害者や高齢者の健康増進、子ども等の居場所づくりなど様々な効果が見込まれています。今後も子どもたちに正しい生活習慣を身につけさせる「ノーテレビ・ノーゲームデー」の取組を推進し、ゲームやスマートフォンの適切な利用方法についての啓発を図りながら、eスポーツの推進について考えていきます。
52		物価高騰のため、規格外のお野菜や果物を子どものいる家庭に配布してほしいです。	○	本計画では、基本方針5施策1にNo.7「子ども・若者活動団体支援」を位置付け、取組を推進していきます。 現在は、フードパントリーや子ども食堂などの活動により様々な困難や事情を有する子ども・若者を支援している団体に対し、運営経費等の助成を行っています。

◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の要旨	取扱い	区の考え方
53	第4章 基本方針5	ファミリーサポートを検討していましたが、登録や利用申し込みの時間が平日のため、就業者には難しい状況です。ゆりかご面接などで登録できるようにしてほしいです。	○	ファミリーサポートの登録や利用申し込みについては、来所により、平日のほか予約制で第3土曜日も受け付けを行っています。 本計画では、基本方針5施策1に地域による子ども・若者への支援として位置付けており、曜日の拡大や登録・利用申し込み方法の見直しを行うことで、より登録や利用申込みしやすくなるよう、今後検討していきます。
54		学習センターの整備について、子どもたちの居場所ともなるので、学習コーナーや放課後も利用できるように空き教室を活用して居場所を確保してください。不登校児が過ごせる場所として、豊島区では地域のNPOが中学校の居場所を運営している例があります。	△	不登校児童・生徒が過ごせる場所として学習センター以外の場所を設置しているため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 学習センター（学校図書館）について、区立の各学校では自学自習のために放課後に開放したり、休み時間などに進んで読書する児童・生徒が増える取組を行っており、多くの子どもたちの居場所になっています。不登校児童・生徒が過ごせる場所として、葛飾区では、不登校の状態にある児童・生徒のための「ふれあいスクール明石」の運営や、学校には登校できるが教室には入れない児童・生徒のための「校内サポートルーム」の設置など、校外・校内における居場所機能の充実に努めています。
55		児童育成支援拠点事業について、子ども・若者の居場所作りが重要であり、安心して過ごせる場所や食事を提供できる場所が必要と考えます。子育てネットワークや若者支援、子ども食堂などを活用できる居場所を早急に区内の小学校区ごとに1カ所設置してください。全体の計画に数値目標を設定してください。立石駅前や金町駅前の再開発において、駅前に子育てセンター・若者センターがあれば、居場所作りに貢献できます。	△	今後、ニーズ等を把握した上で事業実施について検討していくため、意見・要望としてお聴きし参考とさせていただきます。 児童育成支援拠点事業については、ニーズ等を把握した上で事業実施について検討します。また、子ども食堂等の地域の子育て支援団体による子ども・若者の居場所づくりについては、実施場所の拡大には担い手の確保に課題がありますが、引き続き区が経済的支援を実施し活動の活性化を図っていくとともに、地域バランスの取れた居場所づくりができるよう手法や数値目標の設定について検討します。子育てセンター・若者センターの設置に関するご意見は、参考にいたします。
56		子どもの居場所確保は学童保育やわくチャレ広場では不十分な面があります。いずれも下校をしないで利用することになるため、気軽に利用できません。児童館のように下校後に利用できるような柔軟さが欠けています。	○	本計画では、基本方針5施策2に子どもの居場所づくりを位置付け、取組を推進しています。 学童保育等の区立学校内の居場所確保に加え、児童館や子ども未来プラザ等の公共施設のほか、子ども食堂等の地域の子育て支援団体と協働し、下校後や休日等にも子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりについても進めています。
57		子どもの居場所づくりは重要です。子ども食堂などを政策的に位置付け、対応してほしいです。	○	本計画では、基本方針5施策2に子どもの居場所づくりを位置付け、取組を推進していきます。 中でも、No.7「子ども・若者活動団体支援」において、子ども食堂等の地域の子育て支援団体への経済的支援を実施することとしています。 子どもの居場所づくりは、居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して居場所づくりに取り組む必要があると考えています。今後も、地域の子育て支援団体等と協働しながら、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりを進めていきます。

◎計画（案）に意見を反映する。 ○計画（素案）に盛り込まれている。 △意見・要望としてお聴きし、今後の参考にする。

No.	項目	意見の要旨	取扱い	区の考え方
58	第4章 基本方針5	ボールを使える公園を増やしてほしいです。サッカーができる場所やバスケットゴールがある場所など、分けて作れば遊びやすいと思います。	◎	公園は基本的に自由にボールを使えますが、公園から飛び出したボールによる隣地家屋の損傷被害や夜間の集団によるボール遊びの騒音陳情、他の公園利用者にボールが当たるなどが続いた場合、やむを得ずボール遊び禁止となる公園も一部あります。ボールを使える公園を作るには、ご意見のとおり、他の公園利用者の迷惑にならないようエリアを分けるなどが考えられますが、それには公園が広いことや住宅地から少し距離があること、ボールが外に出ないように高いネットで囲むことなどが必要です。また、現在、公園内にネットを天井まで囲ったボール広場の整備も始めました。 なお、公園ではありませんが、区では小学生や中学生を対象に土曜日、日曜日及び休日の午後、校庭を遊び場として開放している区立小学校があります。 いただいたご意見を踏まえ、本計画では、基本方針5施策2にNo.3「地域の身近な公園の整備」、No.4「特色のある公園の整備」、No.5「校庭遊び場開放事業」を位置付け取組を推進していきます。 今後、広い公園を改修したり、新設する際は、公園周辺の状況や周辺地域にある他の公園の利用状況を確認したうえで、必要に応じて、いただいたご意見を参考にボールを使える広場の設置も検討していきます。
59	その他	公園の動物対策をしてほしいです。先日、猫のフンを気づかずに踏んでしまい、大変でした。また、砂場が猫のフンの匂いで遊べなかったです。	△	公園の衛生対策は維持管理の一環として実施するものであり、本計画に位置付けて実施する予定はないため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 公園では、定期的な清掃や巡回点検により安全面・衛生面の管理を行っていますが、公園内に侵入する猫などの動物による糞尿対応に苦慮している状況です。砂場の糞尿対策については、砂場をネットで覆うことや公園改修時に砂場周りに柵を設置することを進めています。
60		学校改築で通学距離が遠方になったり、ケガなどで徒歩通学が困難な場合、小中学生向けグリーンスローモビリティの導入も検討すべきです。	△	通学におけるグリーンスローモビリティなどの新たな交通手段の導入については、地域の課題や需要の大きさ、事業としての目的や持続可能性を踏まえ検討する必要があるため、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。 なお、ケガなどで徒歩以外の通学手段を取らなければならない場合、学校長が状況を総合的に判断し、徒歩以外の通学手段を認めることがあります。